



各位

2025 年 5 月 26 日

〔会社名〕 極東貿易株式会社

〔代表者名〕 代表取締役社長 社長執行役員 岡田 義也
(コード番号 8093・東証プライム)

〔問合せ先〕 業務管理グループ長 人事総務部長 藤川 尚子
(電話 03-3244-3733)

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

当社は、本日開催の取締役会において、2018 年 6 月 21 日開催の第 98 回定時株主総会にてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の譲渡制限期間を変更することを決議し、本制度の改定に関する議案を 2025 年 6 月 25 日開催予定の第 105 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の概要及び改定の理由

当社は、2018 年 6 月 21 日開催の第 98 回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して年額 72 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年 115.2 千株以内（2018 年 10 月の株式併合及び 2022 年 9 月の株式分割以前の原決議では、年 288 千株以内）及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 3 年間の期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり、本制度について必要な改定を行うことといたします。

2. 本制度の改定の内容

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の譲渡制限期

間について、これまで「3年間」としていたものを、「譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間」に改定いたします（以下「本改定」といいます。）。また、本改定に伴って、本制度における譲渡制限の解除条件等についても必要な修正を加えることとなります。

なお、本改定は、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

以上のほか、2018年6月21日開催の第98回定時株主総会にてご承認いただきました本制度の内容からの変更点はございません。

以上